

移住定住支援制度を **拡充** !

移住者に限らず、
現在 市内にお住まいの方も
対象となる 可能性 あり!

安中市マイホーム取得支援金、はじまります。



現行 **住まいりー奨励金**

新制度 **マイホーム取得支援金**

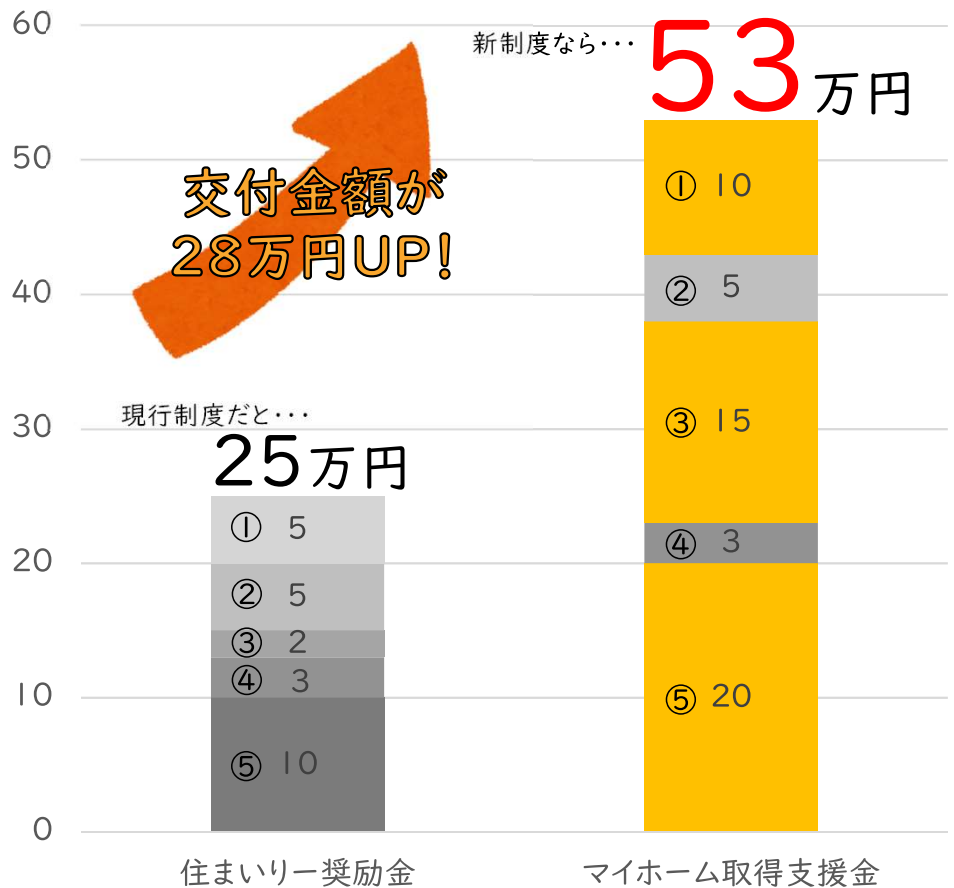
対象者	市内に“初めて”住宅を取得(※1)し、定住(※2)	
対象期間 (住所異動日)	令和5年6月30日以前	→ 令和5年7月1日以降
① 基本額 ※住宅取得費用の3%相当額	上限5万円	→ 上限10万円
② 転入加算 (市外から転入) ※転入直前の3年間市内に住民登録がない場合に限る	一律5万円	
③ 子ども加算 (中学生以下の子ども)	一律2万円	→ 子ども <u>1人当たり</u> 5万円
④ 空き家バンク加算 (バンク物件の取得)	一律3万円	
⑤ 新幹線通勤加算 (県外へ定期券により新幹線通勤)	一律10万円	→ 一律20万円

※1:相続・贈与・交換は除く。令和3年1月1日以降の登記物件が対象。中古住宅の取得でも可。 ※2:取得住宅の所在地に住所を置く。

たとえば・・・

とある家族のケース

空き家バンク登録物件を購入し、子ども3人(中学生以下)とともに安中市外から移住。移住前の仕事を続けており、市外へ新幹線通勤をしている。幼い頃は安中市に住んでおり、Uターンだが、転入直前は3年以上市外に住んでいた。



※住所異動時期により、対象となる制度が異なります。
※いずれの制度も移住支援金との併給が可能です。
※【フラット35】地域連携型に関して住宅金融支援機構と連携しています。
(住まいりー奨励金:連携済み、マイホーム取得支援金:連携予定)

問い合わせ先:
安中市役所 政策・デジタル推進課
027-382-1111 (内線1025)